

平成 28 年度第 2 回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 23 日（木） 10:00～11:30
- 2 場 所 高知県庁正庁ホール
- 3 参加者 委 員 川崎委員長、小田切副委員長、武内委員、田邊委員、須賀委員
福田委員、山崎委員、野村委員、吉田委員、森田委員、
市川委員、谷本委員、大黒委員
- 事務局 地域福祉部 門田部長
地域福祉部 竹崎副部長
- 幹事 児童家庭課 山本課長
障害保健福祉課 梅森課長
健康対策課 清水課長
中央児童相談所 福留所長
幼保支援課 溝渕課長
- 書記 児童家庭課 長野課長補佐

4 審議事項

- (1) 「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について

子どもの生活実態調査の取り扱いについては事務局に一任するとともに、
同案のとおり承認された。

5 報告事項

- (1) 児童福祉にかかる平成 29 年度の重点的な取組みについて
(2) 平成 28 年度高知県児童福祉審議会の取組報告について
(3) 児童相談所が受け付けた児童相談の状況について

各審議事項及び報告事項について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

[質疑応答要旨]

1 審議事項

- 「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について

(副委員長)

子どもの居場所づくりの子ども食堂の取組みについて、現在県社協が行
っている助成事業に、子ども食堂を開設している NPO 法人等の様々な団

体が申請している。子ども食堂に取り組もうとする団体は民生委員やNPO法人等、様々で、それぞれ意味のあることであるが、県として子ども食堂の目指すべき形態や今後の目標をどのように考えているのか。

(事務局)

現在、民間団体や企業、NPO法人等が取り組んでおり、その開催形態は不定期や月1回、1回2時間程度等様々である。

県としては、月1回以上の定期開催、開設時間は1回あたり3時間以上、様々なリスク面への対策もしっかりと取り組んでもらう等、一定のレベルを担保するための高知家子ども食堂登録制度を創設し、登録した団体に対して支援を行っていく。

また、将来的には子どもの居場所としての機能を充実させるため、開催頻度を週1回や学習支援を付加する等、形態を充実させることも検討している。

(副委員長)

本事業の取組みを進めながら検討していく部分もあるかと思うが、目指す子ども食堂を想定しながら、登録していない団体に対しても支援し、最終的に県が想定する子ども食堂の形態がとれるように取組みを進めていくことが良いと考える。

あったかふれあいセンターの子どもバージョンが方法によっては可能と思われ、県下に子ども食堂がいくつも設置されれば、支援の必要な子どもたちが利用できる。そのためには、子どもの居場所としての子ども食堂の目指す機能について色々な方の意見を聞いて検討していく必要があるのではないか。

(事務局)

現在は間口を広げ、子ども食堂の取組みの良さを周知することで更なる普及を目指している。

また、今後は市町村や市町村社協と連携がとれていることを登録要件の一つとし、真に支援の必要な子どもたちに支援が届くようにしていきたいと考えている。

(委員)

食べ物を扱うことは衛生面も十分に気を付けなければいけないが、子ども食堂は建物内で行うのか、屋外でテントを用いて行うのか。

(事務局)

建物内での開催を想定しており、屋外での開催については現在検討していない。しかし、リスク面等、県が求めている登録要件をクリアしていれば検討に値すると考えられる。

(委員)

「日本一の健康長寿県構想」の「厳しい環境にある子どもたちへの支援」の「保護者の子育て力の向上」③地域ぐるみの子育て交流の場づくりの予算が約2.5倍になっているが、事業を実施した施設に対するサポートなのか、それとも研修会等の実施に要する予算なのか詳しく教えてください。

(事務局)

保育所等を中心に、地域の高齢者や子育て世代などとの交流を図り、地域ぐるみで子どもの見守りや子育て支援ができるような場づくりを推進するものであり、具体的には、①「子育て支援への場の提供」については、幼保支援課の職員あるいは子育て支援に関するアドバイザーを派遣して行う事業であり、③「地域活動への参加」については、幼稚園や認定こども園、保育所の職員以外で地域との交流や連携を深めるコーディネーターを配置いただき、交流や関係機関との提携を定期的に行ってもらうことを想定している。

(委員)

産前産後のうつ病を抱える母親や発達障害を抱える親への専門的な支援のバックアップ体制はどのようなになっているのか。

(事務局)

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター設置の推進を取組んでいる。具体的には、母子保健コーディネーターという専門職が、妊娠届時の妊婦との面接や妊娠手帳の交付時に各種サービスを説明しているが、その中で産前産後ケア事業を実施していくことを考えている。妊娠期に様々な問題があるが、保健師等の専門職が相談にのり、しっかりと妊娠中の不安を受け止める体制を進めていく。

(委員)

これまでも精神保健福祉センターと市町村とでケース会議等を実施し

てきた。保健師の専門性の向上については、精神保健福祉センターの業務でもあるため、産前産後のうつ病を抱える母親や発達障害を抱える親への専門的な支援のバックアップ体制作りにも協力していきたい。

(委員)

刑法犯少年の再非行率が高いということだが、よさこい祭り等の大きなイベント時の深夜徘徊等に対して県警はどのような対策を講じるのか。

(事務局)

少年の深夜徘徊への対策として、夏休み期間中は警察による夜間のパトロールの強化や積極的な声かけ等、少年非行抑止に向けた対策を強化している。また、大きなイベント時には高知警察署を中心に特別な体制をとり、現地に現地本部を設け、積極的に少年へ声かけを行っている。

(委員長)

高知家の子どもの貧困対策推進計画「厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化」という当案の素晴らしい基本理念に基づき3項目の取り組みの基本的な方向性が示されているが、理念や取り組みの基本的な方向性は子どもたちの成長・発達にとって大変重要な事であると思う。

本計画の修正についての意見はないため、現在分析中である子どもの生活実態調査の取り扱いについては事務局に一任の上、承認することとしてよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

2 報告事項

(1) 児童福祉にかかる平成 29 年度の重点的な取り組みについて

(委員)

健診を受けた子どもたちの 40%が何らかのフォローが必要であるという状況であるが、保育所等の現場で真っ先に問題になるのが、保護者がいかに受け入れられるかということである。話をもちかけてもなかなか理解を得られるケースはなく、就学するまで親の理解が得られないまま経過するケースもある。

保護者にとっては障害を受容するのは難しいことであるが、発達障害を

受け入れてもらえるような啓発等の対策については考えているのか。

(事務局)

現在、乳幼児健診や1歳6ヵ月健診、3歳児健診で発達状況を小児科医に診ていただき、気になる子どもがいた場合は保健師等がフォローしながら、医療機関に繋いだ方がいいのか、あるいは保護者を交えて支援を考える方がいいのかを協議している。

今後は、保健師のアセスメント力を向上させ、健診の中で気になる子どもを早期に発見し、医療機関を紹介する等、子どもの状況に応じて小まめに対応していく。

(委員長)

ペアレントトレーニングの導入に向けた研修の実施主体はどこになるのか。

(事務局)

療育福祉センターが中心となって実施する。

(委員)

県下では、専門的支援を受けられる場が少ないが、民間事業所への支援は行うのか。

(事務局)

児童発達支援センターについては、高知市内での建設が進んでおり、開設準備中である。平成29年度も申請があれば補助していく。

(2) 平成28年度の高知県児童福祉審議会の取組報告について

(副委員長)

ひとり親家庭等自立促進計画で、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を知らない割合が、平成22年の44%から48.6%と上がっているのは、貸付までに時間がかかることや必要な時に資金をすぐに貸してもらえないため、県社協の生活福祉資金を借りに来ることが多いことも一因ではないかと思われる。これでは本制度の認知度も上がらず、せっかくの制度が活かないため、母子父子家庭の子どもたちが利用しやすいように市町村窓口の対応改善を是非検討していただきたい。

また、高等職業訓練促進給付金事業の就労支援の強化として、今年度から5

年間就業すれば返還の必要がない入学及び就職準備金の貸付制度ができたが、行政がどこまで周知しているか分からない。県社協から直接案内をした方がより周知ができると考えたが、守秘義務があるため難しい。本事業についても給付型の貸付であり、5年間就業すれば返還の必要がないため、是非行政からの周知徹底をお願いしたい。

(委員)

ひとり親家庭等自立促進計画で、延長保育や病児保育、ファミリーサポートセンター等、日常生活支援の充実や子育て支援の充実がうたわれているが、これは保護者への支援であり、子どもにとってはマイナスな支援であると感じている。預けられた子どもたちが親となった時に、子どもが病気等になれば預けて当然といった雰囲気になってはいけないと思うため、今後は子どもの立場に立った支援を検討してもらいたい。

(3) 児童相談所が受け付けた児童相談の状況について

質疑応答なし